

2024年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(商 法)

次の（設例）を読んで、問（1）および問（2）に答えなさい。根拠条文があるときは、それを解答中に明示すること。

（設例 I）

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は取締役会および監査役会を設置する公開の上場会社である。甲社の定款には、事業年度を毎年4月1日から3月末日までとする旨の定め、定時株主総会における基準日を毎年3月末日とする旨の定め、取締役の任期を1年とする旨の定めがある。甲社の資本金額は50億円、その発行済株式総数は1億株である。
2. 甲社は、投資ファンド乙によりその株式を買い集められており、令和5年3月末日において、乙は甲社の発行済株式の18%を保有するに至った。乙は、国内上場企業の株式を買い占めて役員を派遣し、対象会社が保有する不動産を売却させ、売却益を原資とする剰余金配当の一時的な増額を迫り、他方、対象会社の経営方針につき合理的な提案をしないことで知られており、同年4月には、乙は甲社に対して、自己の推薦する取締役候補者を定時株主総会において選任する議題および議案を総会招集通知に記載するよう請求し、甲社の他の株主に対して、自己を代理人とする委任状の提出を勧誘する準備を進めている。
3. 同年5月に開催された甲社の取締役会において、代表取締役Aは、甲社が、その取引先であり業務提携関係にある丙株式会社（以下「丙社」という。）と共同で新規事業を立ち上げるために総額200億円の資金を調達する方針を決定し、丙社に対して甲社株式7000万株を払込金額300円で発行することを決定し（以下「本件新株発行」という。）、甲社は公告に代わる有価証券届出書の提出を行った。
4. 甲社株式の市場価格は、乙が甲社株式の買収が開始する令和4年12月までは、1株300円前後であったが、乙による買収が本格化した令和5年1月以降は4月下旬頃まで500円を下回ることがなく、本件新株発行を決定する直前の株価は600円であった。

問（1）（配点：70点）

乙は、本件新株発行の差止めを求めることができるかを論じなさい。複数の根拠に基づく差止請求が考えられるときは、主に想定されるべき二つの主張を検討しなさい。

(設例Ⅱ)

事実1から4に加えて、以下の事実があるものとする。

5. 甲社は、本件新株発行を断念して、令和5年6月21日に定時株主総会（以下「本件総会」という。）を開催した。乙も株主提案権を行使しなかった。本件総会の招集通知には、取締役8名選任の件が議題として記載され、会社提案の取締役候補者であるA・Bら8名が議案として記載されていた。取締役候補者のうちBのみが社外取締役の資格を有していた。
6. 乙が甲社株主に送付した委任状を勧誘する文書には、甲社の唯一の社外取締役であるBのスキャンダルが記載され問題とされていた。これによりBに対する賛成票が大幅に減少し、取締役候補者のうちBのみが、出席株主の議決権数の過半数の賛成票を得ることができなかった。しかし、Aは、Bが過半数の賛成票を得たことになるように、Bに賛成票を入れなかった議決権行使書の一部につき到達時刻を改ざんして遅延した無効票と扱い、集計対象から除外して集計し、Bを含む8名の取締役を選任した旨を宣言した（以下「本件総会決議」という。）。

問（2）（配点：30点）

本件総会決議の効力を検討しなさい。